

任意継続組合員に係る申出手続き等について

地方公務員等共済組合法第 144 条の 2 の規定に基づき退職後も引き続き共済組合の短期給付等が適用される任意継続組合員制度につきましては、申し出及び掛金の払い込み等の手続きを退職の日から起算して 20 日を経過する日までに行うこととされていることから、退職の際に組合員証及び組合員被扶養者証を所属所を經由して返納していただき、掛金の納入を確認後に任意継続組合員証及び任意継続組合員被扶養者証(以下「任継組合員証等」という。)を発行しております。

しかしながら、証を所持していない時間が生じるため、組合員及び被扶養者の更なる利便に供することを目的として、任意継続組合員の申出手続き等を下記のとおり変更して取扱いますので、ご理解ご協力をお願いいたします。

記

1 平成 25 年度末退職者に係る手続きについて

所属所を經由して次のとおり年度内に手続きを行っていただくことにより、4 月 1 日から任継組合員証等が使用できます。

(1) 「任意継続組合員資格取得申出書」の提出について

共済組合への提出期限は平成 26 年 3 月 7 日(金)となりますので、所属所の指定する日までに「任意継続組合員資格取得申出書」を共済組合事務担当課に提出してください。

なお、「任意継続組合員資格取得申出書」は共済組合ホームページからダウンロードすることができます。

(2) 任意継続掛金額の払込通知の送付について

申出者ごとに任意継続掛金額の調定を行い、振込依頼書を平成 26 年 3 月 12 日(水)に所属所宛て送付しますので、所属所担当者より受け取ってください。

(3) 任意継続掛金払込期日

平成 26 年 3 月 20 日(木)

期日までに払い込みがなされないときは、退職日までに任継組合員証等が交付できない場合がありますので、ご了承ください。

(4) 任継組合員証等の交付について

平成 26 年 3 月 20 日 (木) までに払込手続きが完了された者に対して、平成 26 年 3 月 26 日 (水) に所属所宛てに任継組合員証等を送付しますので、退職日までに共済組合事務担当課において組合員証及び組合員被扶養者証と交換のうえ受理してください。

2 年度末以外の退職者に係る手続きについて (年度末退職者で上記 1 の例によらず、退職日以後に手続きをされる者を含む。)

所属所を経由することなく、直接、退職者から本組合宛てに「任意継続組合員資格取得申出書」を提出してください。その後の通知等についても、直接、本組合から任意継続組合員宛て郵送します。

ただし、組合員証及び組合員被扶養者証については、退職の際に所属所の共済組合事務担当課を経由して返納していただけますようお願いいたします。

3 任意継続掛金の前納割引制度について

任意継続掛金の納入方法には毎月払い、半年前納払い、一年前納払いの 3 つの方法があります。半年・一年前納払いの場合には割引が適用されます。

参考：平成 25 年度の掛金の上限額及び掛金率による計算例

短期任意継続掛金の上限額 37,897 円 介護任意継続掛金の上限額 4,147 円 合計 42,044 円

	年間払込金額	毎月払いと比較した割引額
毎月払い	504,528 円 (各月 42,044 円 × 12 月)	-
半年前納払い	499,613 円 (4 月～9 月分 250,215 円 10 月～翌年 3 月分 249,398 円)	4,915 円
1 年前納払い	495,572 円	8,956 円

担 当：資格担当
調定担当
T E L：055-232-7311